**平成２２年（フ）第１５２号**
奈良県大和高田市東中１丁目６番34号、前住所奈良県大和高田市礒野新町２番１―314号
債務者　亀田　政広
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１５５号**
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺58番地
債務者　吉村　尚記
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１５７号**
奈良県磯城郡田原本町大字千代25番地の８202、前住所奈良県橿原市東坊城町380番地
坊城県営住宅７棟405号
債務者　江副　未明
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１５８号**
奈良県橿原市東坊城町380番地　坊城県営住宅７棟405号
債務者　江副さおり（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１６０号**
奈良県橿原市十市町888番地の16
債務者　西岡　敏明
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１８６号**
奈良県香芝市穴虫191番地　ローレルⅡ―Ａ―103号、前住所大阪府堺市堺区中向陽町１丁５番26号
債務者　堂柿　　蘭（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１９２号**
奈良県橿原市北妙法寺町124番地の３　大宮ハイツ２―101
債務者　坂本　昌子（旧姓名取）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第１９３号**
奈良県宇陀市榛原区萩原1316番地の８
債務者　荒木　　櫻
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４９号**
三重県鳥羽市松尾町186番地１
債務者　出口　　修
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第５５号**
岐阜市北一色１丁目６番６　アーバンパレス201号
債務者　山川　貴久
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第２４３９号**
大阪市生野区巽東３丁目６番18―407号
債務者　濱口　聖子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３６８２号**
大阪市東住吉区住道矢田４丁目13番16号レオパレス21マツヤ201号
債務者　岡野　正頼
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８６８号**
大阪市西成区橘１丁目３番20号
債務者　吉鶴　邦彦
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８９０号**
大阪市西成区天下茶屋１丁目30番10号
債務者　澤田　健一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１３４号**
釧路市鶴野東５丁目２番７号
債務者　泉　　一浩
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第２４８号**
横浜市中区本牧三之谷22番３―301号
債務者　窪田　英晃
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部